

## 上野原市猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、猫の無秩序な繁殖の抑制を行うことにより近隣被害を未然に防止し、良好な生活環境を保全することを目的として、猫の不妊手術又は去勢手術（以下「手術」という。）に要した費用を負担した者に対し、予算の範囲内において上野原市猫不妊・去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、上野原市補助金等交付規則（平成17年上野原市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不妊手術 獣医師による卵巣の摘出又は卵巣及び子宮のいずれも摘出する手術をいう。
- (2) 去勢手術 獣医師による精巣を摘出する手術をいう。
- (3) 飼い主のいない猫 市内に生息する飼い主のいない猫をいう。
- (4) 多頭飼育されている猫 市内において飼育されている猫であって、多数の猫を飼育することにより周辺的生活環境が損なわれている又はそのおそれがあると市長が認める猫をいう。
- (5) 耳カット 手術済の飼い主のいない猫が、手術を終えたことを確認するため、獣医師により耳の先をV字に切ることをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（次条において「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 補助金の交付申請日において、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により、本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 飼い主のいない猫への手術及び耳カット費用を負担した者

イ 多頭飼育されている猫への手術費用を負担した者

(3) 市税等を滞納していない者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象者が飼い主のいない猫又は多頭飼育されている猫に対し、令和7年4月1日以降に実施した手術及び耳カットに要した費用とする。

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、前条の補助対象経費の額とし、次の表に掲げる金額を上限とする。

| 区分         |            | 補助金の額        |
|------------|------------|--------------|
| 飼い主のいない猫   | 不妊手術及び耳カット | 1匹につき16,000円 |
|            | 去勢手術及び耳カット | 1匹につき11,000円 |
| 多頭飼育されている猫 | 不妊手術       | 1匹につき15,000円 |
|            | 去勢手術       | 1匹につき10,000円 |

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、上野原市猫不妊・去勢手術費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定及び交付)

第7条 市長は、前条の申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、上野原市猫不妊・去勢手術費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知をしたときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(返還)

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した

補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が不適當と認めたとき。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。  
。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。